

目 次

議案番号	件 名	頁
承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 2 号) について)	1 資料 5
議案第 4 2 号	令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 3 号) について	資料 6
議案第 4 3 号	御殿場市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例 制定について	2
議案第 4 4 号	市道路線の廃止について	3
議案第 4 5 号	損害賠償の額の決定及び和解について	4
議案第 4 6 号	第五次御殿場市総合計画基本構想について	5 資料 7

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 43 号

御殿場市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

御殿場市空家等対策協議会設置条例（平成 30 年御殿場市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、同法」を削り、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第 13 条第 2 項に規定する管理不全空家等に対する措置に関すること。
- (3) 法第 22 条に規定する特定空家等に対する措置に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、空家等対策計画の実施のために必要な事項に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1173号線	御 殿 場 市 北 久 原 6 4 4 番 2 地 先	御 殿 場 市 北 久 原 6 4 5 番 3 地 先	

議案第45号

損害賠償の額の決定及び和解について

原里第2保育園において発生した事故に関し、次のとおり損害を賠償し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 相手方

【略】

2 事故の概要

平成25年4月19日、御殿場市神場646番地の47の原里第2保育園において、在園児の（当時3歳）が、園舎外のテラスに設置していたトンネル付きすべり台の踊り場、高さ約1メートルから防護柵を乗り越えて降りようとした際に転落し、左腕を骨折した。

3 損害賠償額等

(1) 損害賠償の額 1,424,275円

(2) 相手方は、御殿場市に対し、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

議案 46 号

第五次御殿場市総合計画基本構想について

第五次御殿場市総合計画基本構想について、次のとおり関係書類を作成したので、御殿場市総合計画の策定等に関する条例（平成 26 年御殿場市条例第 27 号）第 5 条の規定により議会に提出し、議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美